

○清瀬市地域公共交通会議設置要綱（平成19年11月26日訓令第86号）

○清瀬市地域公共交通会議設置要綱

平成19年11月26日訓令第86号

清瀬市地域公共交通会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づいて運行させる市民生活に必要なバス等旅客運送の確保、その他市民の利便及び地域の実情に即したバス等輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則第9条の3の規定によって清瀬市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、交通会議に次の各号に掲げる事項を諮問して協議させる。ただし、第3条に規定する委員から発議があった場合は、市長の諮問によらず次の各号に掲げる事項を協議させることができる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から徴集する対価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（委員及び組織）

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から15名以内を委嘱又は任命して委員とし、交通会議を組織する。

- (1) 国土交通省関東運輸局職員
- (2) 東村山警察署署員
- (3) 東京都北多摩北部建設事務所職員
- (4) 社団法人東京バス協会職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 乗合路線バスの利用者代表者
- (8) 識見を有する者
- (9) 一般公募による市民
- (10) 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

（会長等）

第5条 交通会議には、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、委員の互選により置く。
- (2) 副会長は、会長の指名により置く。

2 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第7条 会長は、第2条に規定する協議に必要な資料収集並びに調査及び検討をさせるため、交通会議に部会を設置することができる。

- 2 部会は、前項の資料の収集、調査及び検討の結果を交通会議に報告しなければならない。
- 3 この他部会に必要な事項は、別途会長が定める。
- 4 部会は、第2項に規定する事項の結果報告をもって解散する。ただし、会長が部会の存続を必要と認めるときは、この限りでない。

(部会の組織等)

第8条 部会は、会長の推薦により市長が委嘱又は任命する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

- 2 部会の人員等は、会長が定める。

- 3 部会には、会長が指名する部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長は、必要に応じて部会の会議を招集し、部会の会務を総括する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第9条 交通会議は、第2条に規定する諮問を協議し、結果を市長に報告する。

(様式)

第10条 この要綱の施行に関し必要な書類等の様式は、市長が別に定める。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。